

船 橋 市
循 環 型 社 会 形 成 推 進 地 域 計 画

(第 3 次 計 画)

平成 29 年 12 月 22 日
平成 30 年 11 月 27 日(変更)

船 橋 市

「目次」

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	5
(1)	一般廃棄物等の処理の状況	5
(2)	生活排水の処理の状況	6
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	7
(4)	生活排水処理の目標	8
3	施策の内容	9
(1)	広報・啓発計画	9
(2)	リデュース・リユース計画	9
(3)	資源化計画	10
(4)	収集運搬計画	11
(5)	処理・処分計画	13
(6)	生活排水対策	13
(7)	処理体制	14
(8)	処理施設等の整備	18
(9)	その他の施策	19
4	計画のフォローアップと事後評価	20
(1)	計画のフォローアップ	20
(2)	事後評価及び計画の見直し	20

【添付書類】

- ・添付資料
- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・参考資料様式6 施設概要（浄化槽系）

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名：船橋市

面積：85.62 km² (添付資料1 対象地域図 資-1 ページ 参照)

人口：622,890人 (平成27年10月1日現在の常住人口)

(2) 計画期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間の計画期間とする。

なお、複数の施設整備を継続的に実施していくため、平成20年度からの計画としている。第1次計画は平成20年度から平成24年度までの5年間、第2次計画は平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とし、本計画は第3次計画に該当する。第1次計画及び第2次計画においては、本計画である第3次計画を平成30年度から平成35年度までの6年間とし、全体で16年間の計画としていた。しかし、今後、実施予定の業務を再度精査した結果、第3次計画の計画期間は平成30年度から平成34年度までの5年間に変更することとし、全体で15年間の計画とした。

また、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は、これまで下水道整備や道路整備をはじめとした都市基盤整備を進めており、また、市中心部の商業地区における活性化、北部地域の農業振興など、産業構造が多様化している。さらに、首都圏のベッドタウンとして、宅地化の進行や大規模集合住宅の建設などによる人口増加、地域コミュニティの変化などに伴う、消費行動の多様化やごみ質の変化・量の増大が懸念されたことから、これまで展開してきた一般廃棄物処理及びリサイクル事業を見直してきた。

一方、国においても、今までの廃棄物の減量に加え、廃棄物から有用資源を回収、天然資源の投入を抑制するという、物質循環に重きを置いた低炭素社会の形成に向けての新たなステージに突入していることを指摘しており、循環型社会の形成に向け、第三次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進している。

本市では、北部清掃工場と南部清掃工場の2つの焼却施設を所有しているが、施設の老朽化により、それぞれ建替え工事を行い、平成29年4月には北部清掃工場が供用を開始し、平成32年度には南部清掃工場が供用開始予定となっている。また、焼却施設の建替計画に合わせ、平成22年度から平成24年度には、粗大ごみと不燃ごみを破碎・選別する西浦資源リサイクル施設の整備を行った。このようにごみ処理体制が新しくなる一方で、本市では、ごみ排出量が近隣都市と比較して多いことや資源化率が横ばい傾向であること、焼却灰や不燃ごみなどを埋立処分する最終処分場を有していないことなどの課題を抱えているのが現状である。

生活排水処理については、下水道整備の遅れもあり、浄化槽による水洗化に頼らざるを得ない状況である。トイレの水洗化が普及している現在において、下水道の未整備地域では、公共用水域の汚濁防止のために、合併処理浄化槽の設置は非常に重要である。

ごみの発生抑制のための仕組みづくりと、ごみの発生量そのものを削減すること、さら

には、どうしても排出されてしまったものについて、できうる限りの再利用・リサイクルを推進し、資源回収の向上を図るとともに、処理コストの低減につなげることが求められている。

これらの本市の現状や国の動向をふまえ、最終処分量の削減や資源循環の促進のための『環境にやさしい取り組み』を実践し、次の6つの基本方針を定め、循環型社会を構築していく。

■方針1 2R（リデュース・リユース）を優先した社会を目指す

国が定めた第四次環境基本計画において、持続可能な社会を実現する上で、優先的に取り組む重点分野に、「物質循環の確保と循環型社会の構築」を掲げている。これを受けて、第三次循環型社会推進基本計画において、「リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化」を新たな施策の柱としている。

これまで着実に取り組みが進んでいる廃棄物のリサイクルを中心とした3Rの取り組みから、リサイクルよりも優先順位が高い2R（リデュース・リユース）がより進む社会経済システムの構築を目指していく。

リデュースは、そもそも廃棄物や資源物の発生自体を抑制することである。廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせてしまう。このため、廃棄物等の処理に由来する環境負荷を低減させるためには、廃棄物や資源物となる物自体を発生させないことが最も効果的である。

リユースは、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することである。形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の損失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくすむ。

循環型社会を構築するためには、これまでのように、廃棄物等からコストをかけて有用資源を回収するだけでなく、リデュース・リユースへの取り組みをより積極的に推進していく。また一方で、2Rだけを実施すれば良いわけではなく、これまで同様にリサイクルについてもさらに継続的に取り組みを推進していく。

■方針2 市民、事業者、行政のパートナーシップによって循環型社会を実現する

循環型社会を実現するためには、市民、事業者、行政のほか、多様な市民団体が、それぞれの役割を果たし、選択や意思決定の際に、二酸化炭素の排出を最小化する配慮が徹底される社会（低炭素社会）の形成が鍵となる。

その上で、本市がさらに循環型社会に向けたチャレンジを進めていくためには、これら各主体の知識や知恵を最大限に活用し、パートナーシップによって問題の解決に向けて取り組む必要がある。具体的には、市民が廃棄物となるものを排出しないようなライフスタイルへの転換を図るために、事業者は容器包装廃棄物の少ない流通・販売方式をとったり、生ごみ等が発生しないような食料品の提供など連携することが重要である。また、市民は循環型社会を前提とした事業活動に対して理解し、相互に協力することが必要となる。

一方、行政はごみ処理事業という行政サービスの維持に加えて、ごみの減量や地域における環境学習など普及啓発の実施、地域におけるリユース事業者の育成、不適正な廃棄物処理の防止対策などの様々な取り組みを実践し、市民、事業者がともに理解しあい、

協働できる場を構築することが望まれる。このように、市民、事業者、行政のそれぞれの役割を認識するとともに、相互にパートナーシップを発揮することで、循環型社会の実現を推し進めていくことが期待できる。

■方針3 安心、安全を優先しながら、経済性を考慮した廃棄物処理のしくみを構築する

東日本大震災や熊本地震、また近年多発している豪雨による水害などでは、大量の災害廃棄物の処理が課題として突きつけられた。これらを踏まえ、大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靱なごみ処理システムを構築することが求められている。さらに、本市は最終処分場を有していないため、安定した最終処分先の継続的確保に努めていく必要がある。

また、一方で、有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制の構築を目指し、有害物質の処理に関する情報共有、関係者間での意思疎通と理解の促進に、より一層取り組んでいく。

本市において、今後とも安定的にごみ処理を継続していくためには、廃棄物処理施設の適正な運営、維持、管理とともに、発生抑制から資源化、その他中間処理、最終処分に至るまでのシステムを適切に維持しつつ、経済性についても配慮する必要がある。清掃事業のさらなる効率化を目指すため、清掃関連事業のコスト分析を行い、清掃事業で要した年間コストや得られた収益などの情報から、部門ごとや種類ごとなどに費用を分析し、現状施策の効率性の検証や今後検討する施策などの判断材料として役立て、効率、効果的な事業を推進していく。

■方針4 生活排水処理事業における循環システムの向上を図る

し尿・浄化槽汚泥の処理によって発生する脱水汚泥の資源化をより一層促進していくとともに、し尿・浄化槽汚泥量の減少等、公共下水道や合併処理浄化槽の整備に伴う課題等に総合的に取り組み、生活排水処理事業における循環システムの向上を図っていく。

■方針5 生活雑排水の適正処理化を目指す

単独処理浄化槽が平成27年度現在でも20,733基利用されているため、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されている。このため、生活雑排水を適正に処理する公共下水道あるいは合併処理浄化槽に転換することにより、身近な水域の水質保全を図っていく。

■方針6 効率的な生活排水処理事業を推進する

全県域汚水適正処理構想(船橋市原案)によって、ほぼ市内全域公共下水道処理区域となる予定であるが、整備が完成するまでの当面の間は、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置、及び西浦処理場の今後の運転や整備方針等について、経済性を十分に考慮し、効率的で適切な生活排水処理事業の推進を図っていく。

(4) 広域化の検討状況

循環型社会を構築していくためには、周辺の地方公共団体との協力や連携を図っていくことが重要である。現在、千葉市、市川市、松戸市、柏市、習志野市、市原市とは、すでに「七市清掃協議会」を組織し、京葉地区にある各市の清掃行政が抱える諸問題について、

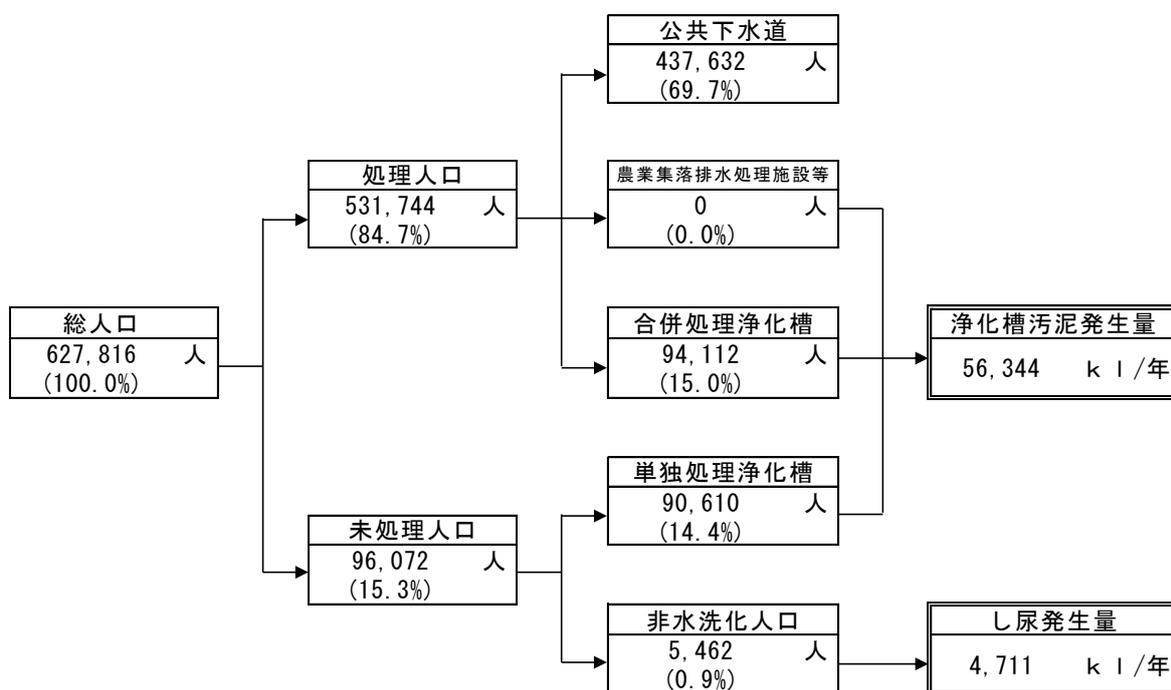
情報を共有し、解決に努めているところであるが、今後も広域処理について、積極的に取り組んでいく。

(2) 生活排水の処理の状況

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 627,816 人であり、生活排水処理人口は 531,744 人、84.7%である。し尿発生量は 4,711 kl/年、浄化槽汚泥は 56,344 kl/年であり、船橋市西浦処理場の第 1 系列及び第 2 系列に収集・運搬され処理される。

第 1 系列において処理され、排出された脱水汚泥 2,635t のうち、1,572t は堆肥として資源化され、残りは焼却処分している。



※各人口は3月末現在の人口

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 27 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては事業所数や人口の増加が見込まれますが、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、1人当たりの排出量を抑制するなどそれぞれの施策に取り組む。

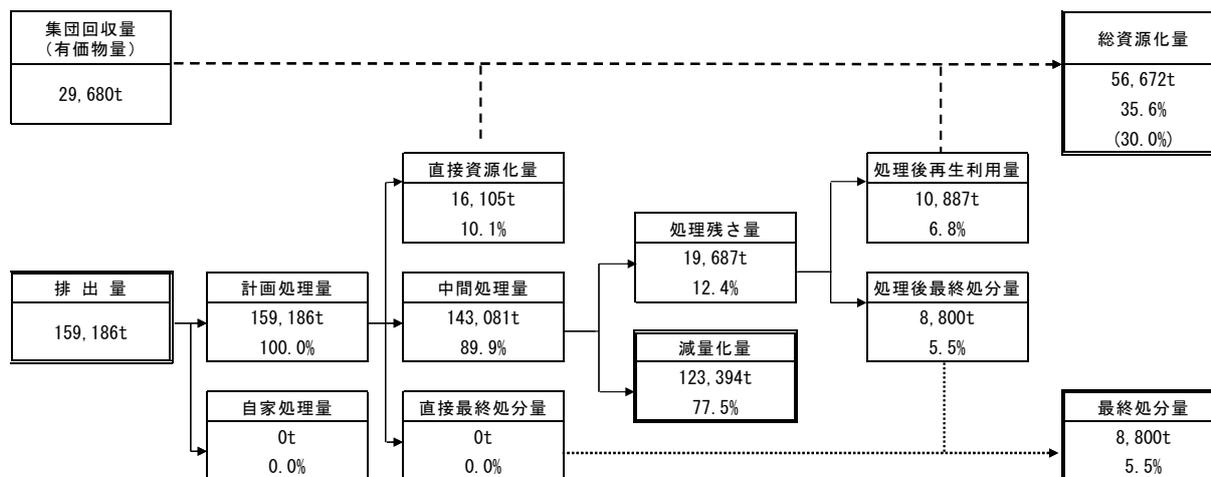
表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		単 位	実績 (割合※1) 【平成22年度】	現状 (割合※1) 【平成27年度】	目標 (割合※1) 【平成35年度】
排 出 量	事業系 総排出量	トン	50,182	52,170	42,070 (-19.4%)
	事業所数※2	事務所	16,863	16,265	16,608 (+2.1%)
	1事業所当たりの排出量※3	トン/事業所	3.0	3.2	2.2 (-31.3%)
	生活系 総排出量※4	トン	143,790	138,398	117,116 (-15.4%)
	人口※5	人	609,040	622,890	636,026 (+2.1%)
	1人当たりの排出量※6	kg/人	222	208	172 (-17.3%)
	合 計 排出量合計	トン	193,972	190,568	159,186 (-16.5%)
再生利用量	直接資源化量	トン	11,006 (5.7%)	12,054 (6.3%)	16,105 (10.1%)
	総資源化量※7	トン	44,590 (20.8%)	40,963 (19.6%)	56,672 (30.0%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	MWh	23,928	24,262	70,100
減量化量	中間処理による減量化量	トン	158,823 (81.9%)	153,696 (80.7%)	123,394 (77.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	トン	11,455 (5.9%)	14,264 (7.5%)	8,800 (5.5%)

- ※1 排出量は現状に対する割合
総資源化量は排出量合計と集団回収量の和に対する割合
その他は排出量に対する割合
- ※2 事業所数は平成21、24、26年度の経済センサス（民営事業所数）より算出
- ※3 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
- ※4 生活系総排出量は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの各ごみ量の合計
- ※5 人口については平成22年度及び平成27年度は常住人口（10月1日現在）、平成35年度は船橋市人口ビジョン将来人口推計結果（4月1日現在）の人口
- ※6 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
- ※7 総資源化量は集団回収量（有価物量）を含む

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収量（有価物量）を除く。）[単位：トン]
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]
 熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]
 減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]
 最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]



※括弧内の数値は、集団回収量を含んだ総排出量に対する割合
 ※四捨五入のため合計値が合わない場合がある。

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 35 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備を進めていく。下水道整備区域以外の地域については合併処理浄化槽を整備する。

表 2 公共下水道、合併処理浄化槽の整備目標

区 分		平成27年度実績	平成35年度目標
処理形態別人口	公共下水道人口	437,632 人 (69.7%)	554,046 人 (87.1%)
	農業集落排水処理施設等人口	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽人口	94,112 人 (15.0%)	55,588 人 (8.7%)
	未処理人口	96,072 人 (15.3%)	26,617 人 (4.2%)
合 計		627,816 人 (100.0%)	636,251 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	4,711 k l	1,789 k l
	浄化槽汚泥量	56,344 k l	24,442 k l
	合 計	61,055 k l	26,231 k l

※平成27年度実績の各人口は3月末現在の人口

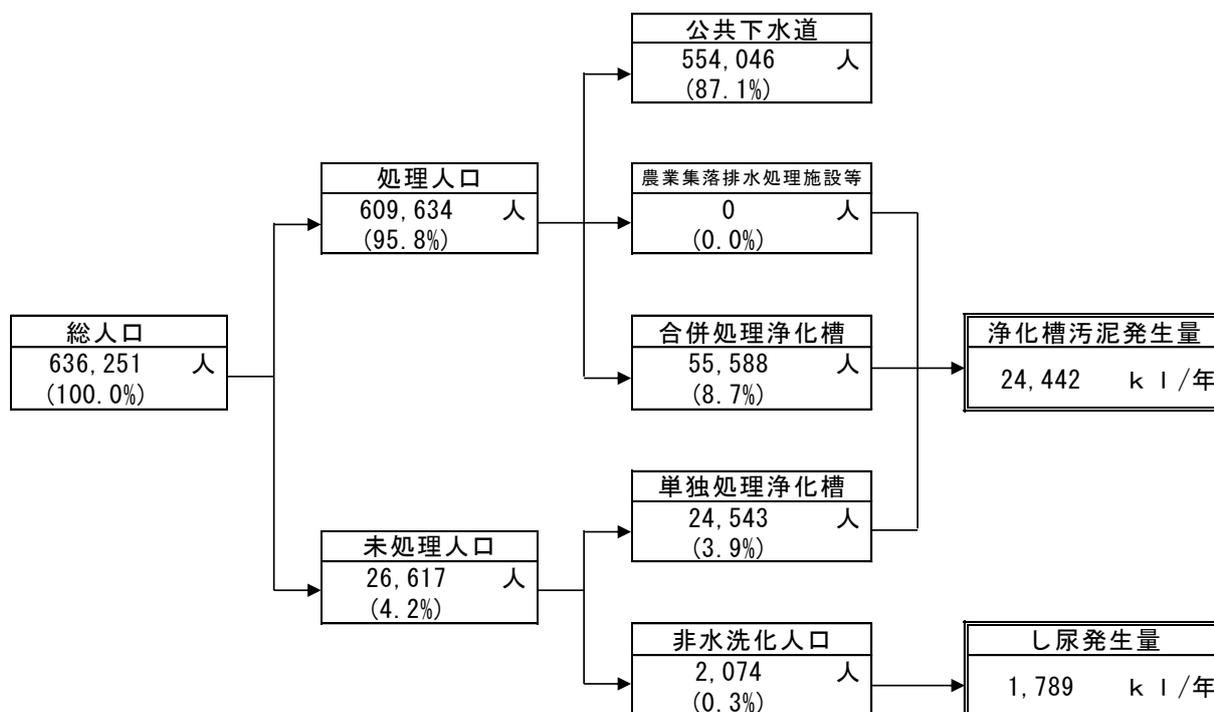


図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成 35 年度）

3 施策の内容

循環型社会の実現を目指す本市においては、循環型社会形成推進地域計画等を通じ、市民・事業者から排出される廃棄物を発生源から抑制するため、以下の施策について、今後の展開の中でも、最も重要なものと位置付けて取り組むこととする。

(1) 広報・啓発計画

ア ごみ減量・資源化の情報提供の充実

現在、「家庭ごみの出し方」に綴じこんだ形で全戸配布している「リサちゃんだより」をさらに積極的な情報発信媒体として活用する。チラシ版の「リサちゃんだより」を発行し、町会、自治会の回覧を通じて、ごみの正しい排出方法やリサイクル情報、イベント情報等タイムリーな情報をお届けする。

イ スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発

ごみ分別の検索や荒天時における独自の通知機能などの機能をもったスマートフォン用アプリケーションを、市民向けに無料ダウンロードサービスを展開することで、ごみの出し方について周知徹底を図るとともに、市民の分別に対する意識を高めることでごみの減量及び資源化を促進する。

ウ 環境教育の推進

本市で育った子どもたちが、将来ごみに関する高い意識を持つことで、中長期的な意識の向上が期待されるほか、児童をもつ各家庭へ間接的に波及する効果も期待する。

- ①子どもホームページにて、3Rやごみ減量の必要性等、子ども向けの啓発を行う。
- ②小中学校に生ごみの水切り器を配布し、水切りの必要性を伝える。
- ③夏休みに小学生とその保護者向けにリサちゃん号を運行し、個人では参加しにくい施設見学を通じ、親子でのごみの減量等の啓発を行う。
- ④雑がみのリサイクルについて周知を図るため、雑がみ収集用の紙袋を小中学生に配布する。

(2) リデュース・リユース計画

ア ごみ減量のための食品ロス対策

本市の、家庭系可燃ごみのうち厨芥物は約35%を占めている。また他自治体の調査によると、このうちの35%が食品ロスであると言われている。

- ①市内飲食店と連携した食品ロスを軽減するイベント等を検討する。
- ②食品ロス削減に向けて、家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合の調査を実施、公表する。
- ③食品ロス削減のためのレシピを公開する。

イ フリーマーケットやリユースショップの情報提供

リユースをより積極的に促進するために、リユースショップの情報に加えて、学校からのバザーの開催情報やフリーマーケットの開催情報等を、ホームページや「リサちゃんだより」等に掲載する。

また、粗大ごみについても、受付センターのオペレーター用にマニュアルを作成し、リユースショップの利用を促進していく。

市ではリユースの一環として、再生センターにおいて廃家具など、まだ使える品物を選別し、再生利用品として販売する業務を委託していたが、平成 23 年度と平成 27 年度を比較すると利用者は年間約 6,300 人、売上も 3 分の 1 に減少しているため、その役割を終えたと考え廃止の方向とする。

ウ 減量、資源化取組事業者認定制度の確立

市内でレジ袋削減への取組みや簡易包装の推進等、3Rのための取組みを率先して実施している事業者との協定要件を定め、要件を満たす事業者を協定業者として認定し、その取組みをホームページ、広報紙及び「リサちゃんだより」等の媒体を用いて周知、紹介する。

事業者に対する制度の周知が必要となるが、大規模事業者への減量計画書提出の依頼とあわせるなど、市内事業者に広く行き渡る手法を用いて、案内チラシを配布するものとする。

(3) 資源化計画

ア 小型家電回収の促進

使用済み小型家電の回収量の拡大および経済性向上のため、これまで回収を実施してきたゲーム機、電話機、音楽プレーヤー、充電器やコード類に加えて、ノートパソコン、携帯電話及びスマートフォンを追加します。あわせて、投入口に手前に開くふたを取付ける等の対策を実施する。

周知チラシを作り、自治会等で回覧するほか、回収量増加の効果が確認できた際には、拠点数の拡大なども視野に入れた更なる拡充を検討する。

イ 店頭回収の促進

本市で行われている資源物の回収は、ごみ収集ステーションでの集団回収の他にも、事業者による店頭回収など様々な回収方式が存在する。この選択肢を増やし、広報及び啓発することで、資源物が適切に分別され、回収される体制を推進していく。

回収方式を多様化し、可燃ごみに混入する資源物の分別を徹底することで、ごみの減量及び資源化を促進する。

- ①市内の小売店などの事業者と協力し、雑誌・雑がみなど資源物の店頭回収実施店舗を市のホームページで紹介する。
- ②地域に有価物回収ボックスを設置し、有価物回収を常時行う体制を検討していく。

なお、具体的な設置場所、所有権、管理責任等を明確にすることが必要である。

ウ 事業系古紙の分別の促進

事業系の可燃ごみに含まれる紙ごみについて、資源化できる古紙の分類について周知啓発を行うことにより、紙類の資源化を促進し、可燃ごみの減量を図る。

特に資源化できる紙類のうち、雑がみに分類される紙類はその品目が多岐にわたり、また禁忌品と呼ばれる混入禁止物も数多くあることから、その分類は分かりづらいものとなっている。こう言った課題を踏まえて、可燃ごみに混入している紙類の分別を促進し、事業所からの可燃ごみを減量する。

事業系古紙の資源化を促進するため、古紙の分別についてパンフレット等を使って、事業所への立入り指導も含めて啓発を行っていく。あわせて、市民及び事業者の模範となるべく、市職員自らへの啓発も実施し、古紙の資源化及び発生抑制に努める。

エ 家庭系剪定枝の資源化の推進

一般家庭から排出される草木類は、重量比で可燃ごみの10～20%を占め、大部分が資源化の可能な木質系バイオマスと考えられる。これらが資源化されると、その量は年間あたり約12,000～24,000tと推計される。

家庭系可燃ごみ中の樹木（木質系バイオマス）の分別収集を行うことで可燃ごみの減量及び資源化を促進していく。

収集した剪定枝や落ち葉等については、市内の処分業許可業者等を通じて、発電用の燃料チップ化、畜産農家の敷料として利用するなど、資源化を促進する。

オ 有価物回収の促進

新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、古着・毛布といった有価物の回収量は、専門業者による回収やスーパーマーケット等での店頭回収も進み年々減少傾向にある。しかしながら、依然として可燃ごみの中には有価物が多く含まれていることから、有価物を可燃ごみから適切に分別し、有価物として回収が進むよう、自治会、PTA等を通じて周知を図るなどの協力体制を推進し、可燃ごみの減量及び有価物の資源化を図る。

(4) 収集運搬計画

ア 家庭系可燃ごみの収集回数の見直し

収集回数を3回から2回に見直す効果は、ごみの減量及び資源化に対する市民意識の高まりや環境負荷の低減、ごみ処理経費の節減による「ふれあい収集」実施等が期待される。平成25年度に収集回数を見直しを実施した他市の事例では、家庭から排出されるごみの5.6%を減量することができたとしている。

1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量が本市と同程度(500～550g/人日)の自治体では平成27年度で86.7%が週2回以下の収集となっており、本市の排出量からは週2回収集で対応が可能と考えられる。

家庭系可燃ごみの収集回数の見直しについては、市民との意見交換会等により、市内に最終処分場がないため埋立てを県外に依存していることなど、本市のごみ処理の実情を知らせ、市民理解を得たことから、収集回数を見直しを実施する。

イ 高齢者・障害者へのふれあい収集事業の実施

今後ひとり暮らし高齢者が増える社会情勢の変化から、要介護の認定者及び障害者などで自らごみ収集ステーションまでごみを出すことが困難な方を対象に行うごみ出し支援サービス（ふれあい収集）は重要な施策と考える。

このため高齢化社会への対策及び市民サービスの一環として、ふれあい収集を実施する。

なお、ふれあい収集の実施にあたっては、人員や収集体制の確保、支援対象者について関係部署との協議を行ったうえで、具体的な実施方法を決定する。

ウ 家庭系可燃ごみ収集運搬委託の見直し

本市における家庭系可燃ごみの収集量に対する委託率は平成 26 年度に 53%で、県全体の 87%と比べて低い状況にある。

今後は委託に伴う費用対効果を検討したうえでの民間活力の活用、効率化の推進と経費の節減の観点から、「災害時の対応」や「収集業務の他、ごみの減量、分別などの推進」など直営収集の必要性を踏まえ継続・維持する方向で、民間委託の推進を検討する。

エ 家庭系ごみ有料化の検討

家庭系ごみの有料化の検討については、全国的な状況や本市の市民アンケート結果を踏まえる必要があるが、有料化の目的を明確にするとともに、実施と併せて取り組むその他の施策（自治会活動等によるごみや紙おむつ使用世帯への支援、不法投棄防止等）や実施により得た収入の使い方等を十分に協議する。

家庭系ごみの有料化は、市民のごみの減量及び資源化、分別の徹底などへの意識が向上するため、分別や資源化の促進が期待されるが、市民に向けて、ごみの現状や処理経費、他県の民間処分場で最終処分（埋立て）しているといった情報提供を行い、ごみの減量の必要性について理解が得られるよう努め、他施策の効果も踏まえつつ、引続き検討していく。

オ 事業系ごみ収集運搬業者の育成

事業用大規模建築物の所有者等に対しては、事業系ごみの適正処理や資源化について啓発や指導を行っているが、清掃工場などへの収集運搬については、主に事業系ごみ収集運搬業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）によって行われている。そこで、事業系ごみの適正処理や資源化を推進するため、知識や技術を有する事業系ごみ収集運搬業者の育成を図る。

(5) 処理・処分計画

ア 新施設の適正な運営と維持管理の継続

本市では、平成 25 年度から西浦資源リサイクル施設、平成 29 年度から北部清掃工場が稼働し、平成 32 年度には南部清掃工場が稼働予定である。これら施設は DBO (Design、Build、Operate : 公設民営方式) 事業によって運営維持管理していく。

また、ごみの焼却処理過程による発電は、地球温暖化対策においても重要な位置づけとして施設内での使用後、余った電力については売電をしていく。

今後も、これらの施設が適正に維持管理及び運用されるよう管理を行っていく。

なお、ごみの減量が進むと、ごみ焼却処理量が減少し、これに伴って得られる売電収入は減少するが、ごみ処理に必要な用役費用や維持管理費は縮減されることとなる。

イ 焼却灰の安定した最終処分、資源化先の確保

本市では、最終処分場を保有していないため、焼却残渣の最終処分は県外の施設に処理を依存している。今後も安定した最終処分先の確保に努めていく。

ウ 焼却残渣等の資源化拡大

焼却残渣について、できる限りセメント原料化などの資源化が実施できるよう適切な排出先の安定確保に努め、リサイクル率の拡大を目指す。

(6) 生活排水対策

ア 公共下水道の整備状況

公共下水道の事業計画区域内の整備を計画どおりに促進させるとともに、公共下水道の整備済み区域内での未接続家庭を減らすように努めていく。

イ 高度処理型合併処理浄化槽への転換の推進

東京湾や印旛沼など閉鎖性水域の窒素・リンによる富栄養化を防止するため、くみ取り・単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合を対象にした設置補助事業を実施し、より処理能力の高い高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進していく。

ウ 水質浄化に対する意識の高揚

身近な水路・側溝等の水質を改善していくためには、くみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換していくことが必要であるということを認識してもらえるように、市民・事業者に対し広報・啓発を行い、水質浄化に対する意識の高揚に努めていく。

エ 浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の実施に対する指導

浄化槽が期待される処理能力を発揮するためには、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施が必要であり、法的にも浄化槽管理者に対して義務付けられている。

広報・ホームページ掲載及びイベント等で浄化槽パンフレットの配布を行う等、浄化槽管理者に対し適正な維持管理の重要性について、周知徹底を図っていく。

オ 効率的な収集体制の見直し

公共下水道の普及がさらに進み、し尿・浄化槽汚泥の発生量は、今後減少することが予想されるため、収集量の減少に併せて、効率的に収集ができるように、収集車両及び人員配置等の収集体制について随時、検討していく。

カ 脱水汚泥の資源化

し尿・浄化槽汚泥の処理に伴って発生する脱水汚泥については、平成 18 年より堆肥化による資源化を行っており、今後も最終処分量の削減及び循環型社会の実現の観点から、積極的に資源化を進めていく。

キ 西浦処理場の整備計画

西浦処理場は昭和 44 年より稼働しており、平成 11 年 4 月の建替えからも 17 年経過していることから、施設の老朽化が進んでいる。また、公共下水道の整備により、公共下水道人口（水洗化済人口）が増加する一方で、浄化槽処理人口及びくみ取り人口は減少傾向にあり、その結果、平成 37 年度には、1 日あたりのし尿・浄化槽汚泥発生量が西浦処理場の 1 日あたりの処理可能下限量である 60kL を下回る 54kL になると予想される。

これらのし尿・浄化槽汚泥の発生量はあくまで推計であるため、平成 37 年を待たずして処理下限値を下回ることも考えられる。一方で、下水道の普及率があがっていても、少量のし尿・浄化槽汚泥は必ず発生するため、その分については継続的に処理を行っていく必要がある。

このような現状を踏まえ、今後は、市内で発生するバイオマスの資源化、温室効果ガスや最終処分量の削減の観点から、西浦下水処理場をバイオマスエネルギー利活用施設として活用していくこととし、については、下水汚泥と併せて、し尿・浄化槽汚泥や給食残渣等の生ごみといった地域バイオマスをバイオマスエネルギーとして利活用していくことも検討していく。

また、環境省のごみ処理基本計画策定指針を踏まえ、バイオマスエネルギー利活用施設の整備と併せて、西浦処理場をバイオマスエネルギー利活用施設（西浦下水処理場）で処理を行うためにごみを取除いた後、機械で濃縮し水分調整を行う前処理施設として活用することとする。

（7）処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（ビン、カン・金属類、ペットボトル）、有価物（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック、古着類）の収集を実施してい

る。また、小型家電製品については、市役所本庁舎や北部清掃工場等で拠点回収を行っている。

現在、可燃ごみとして収集されているプラスチック製容器包装の分別については、分別収集に多額の費用がかかることや本市の施設では、燃焼しても、ダイオキシン類の発生や焼却炉を傷めるなどの技術的な問題がないことを踏まえ、当面、分別収集は実施せず、焼却施設でエネルギーとして利用することとする。なお、収集・処理費用の比較や環境負荷及び、再生資源としての有効利用の観点から、引続き分別収集について検討を行っていく。

さらに、ごみ処理量の削減とさらなる資源化を目指し、分別区分の見直しを適宜行っていくとともに、小型家電等の資源化物の対象品目の拡大を検討していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

廃棄物処理法に基づき、本市では事業系ごみは事業者自らの処理責任において許可業者に委託するか、直接施設に搬入し適正に処理することになっている。

本市では、事業系ごみを処理手数料 20 円/kg で受入れを行っているが、ごみ組成調査結果から、産業廃棄物であるプラスチック類や金属類が事業系一般廃棄物へ混入している実態が見受けられる。

そのため、事業系ごみの搬入については、市外の廃棄物や産業廃棄物・有害物及び排出禁止物の搬入防止を強化するため、持ち込みごみ受入基準を作成し、搬入物検査を実施している。今後は、確認体制の強化を引き続き進めていくとともに、事業者からは適正な費用負担を求めるべく受け入れ手数料の見直しを続けていく。

また現在は、一度に大量に搬入することが可能となっている家庭系ごみの直接搬入についても、ごみ減量の観点から、受入の制限や料金の設定などについて今後、検討していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

本市では、単独浄化槽が平成 27 年度時点で 20,733 基も利用されており、生活雑排水の未処理放流が課題となっている。引き続き、市民へ排水処理に関する情報の提供及び切替えの呼びかけを行い、公共下水道の整備を急速に進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や高度処理型合併処理浄化槽の普及・促進を図る。

また、平成 11 年 4 月から稼働している西浦処理場では、市内のし尿・浄化槽汚泥を処理してきたが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換により、搬入されるし尿・浄化槽汚泥の減少や質の変化が課題となっている。そのため、現在の稼働状況や公共下水道の普及率の見通し等を踏まえ、また、隣接する西浦下水処理場がバイオマスエネルギー活用施設として整備されることから、今後、西浦処理場をその前処理施設として活用していく。

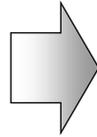
エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 家庭系ごみに関しては、小型家電等の資源化物の対象品目の拡大等により、ごみの減量及び資源化を促進する体制を確保する。
- ◇ 事業系ごみに関しては、引き続き受入確認体制を強化し、分別指導の徹底やごみ処理手数料の見直し等により、適正処理及び資源化が可能な体制を確保する。
- ◇ 生活排水に関しては、引き続き公共下水道や合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、西浦処理場をバイオマスエネルギー利活用施設の前処理施設として活用していくことにより、適正処理及び資源化を促進する体制を確保する。
- ◇ 西浦資源リサイクル施設、北部清掃工場に引き続き、南部清掃工場の建替えを行っていく。今後も、これらの施設が適正に維持管理及び運用されるよう管理を行っていく。

表 3 船橋市の家庭ごみ及び有価物の分別区分と処理方法の現状と今後

表 3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成27年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
可燃ごみ	焼却	北部清掃工場 南部清掃工場	120,296
不燃ごみ	破碎 選別 埋立	西浦資源リサイクル施設 (粗大ごみの一部は 北部清掃工場内の 粗大ごみ処理施設)	3,881
粗大ごみ			5,091
資源ごみ	ビン	船橋ビン・カン・ペット リサイクルセンター (民間委託)	9,105
	カン・金属類		
	ペットボトル (ステーション)		
有価物	新聞	有価物回収組合	5,985
	雑誌類		5,094
	ダンボール		5,339
	紙パック		45
	古着類		1,892
	小型家電		民間委託



今 後 (平成35年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	発電・再資源化	北部清掃工場 南部清掃工場	委託による再資源化 委託による埋立処分	101,727
不燃ごみ	破碎 選別 埋立	再資源化	西浦資源リサイクル施設 (粗大ごみの一部は 北部清掃工場内の 粗大ごみ処理施設)	売却	3,259
粗大ごみ		焼却・再資源化		北部清掃工場 又は 南部清掃工場	
		埋立		委託による埋立処分	
資源ごみ	ビン	再資源化	船橋ビン・カン・ペット リサイクルセンター (民間委託)	売却 又は 引渡(公益財団法人日本容器 包装リサイクル協会)	7,915
	カン・金属類				
	ペットボトル (ステーション)				
有価物	新聞	リサイクル	有価物回収組合	売却	9,678
	雑誌類				8,237
	ダンボール				8,633
	紙パック				73
	古着類				3,059
	小型家電				再資源化

(8) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記の表 3 に示す分別区分及び処理方法で処理を行うため、表 4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率 ごみ発電施設	南部清掃工場 建替建設事業	339 t/日	千葉県船橋市 潮見町 38 番地	H30～H31 (H28～H31)

※括弧内は全体の事業期間を示す。

※現有処理施設の概要は添付資料 5 を参照。

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減、エネルギー高効率回収

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 5 のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	整備済基数 (平成 27 年度)	整備計画 基数	整備計画 人口	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	8 基	40 基	208 人	H31～H34

(9) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 最終処分量の削減

本市では、市内に最終処分場を保有していないため、他県の民間処分業者に処分を委託している。

そのため、ごみ排出量の減量化を進めていくことはもちろんのこと、最終処分量の多くを占めている焼却残渣等について、資源化・有効利用を、民間の処理施設の活用を含めて、今後より一層、積極的に推進し、可能な限り最終処分量を削減していく。

また、安定処理の観点から、近隣で処理が可能となるよう検討を進めるとともに、広域的な対策を講じられるよう、県に要望していく。

イ 有害物質の発生抑制

焼却施設等から発生するダイオキシン類や重金属等については、燃焼管理の徹底や施設改善に努め、さらなる発生抑制を図る。また、水銀に関する水俣条約の発効に伴い、改正大気汚染防止法が平成 30 年 4 月 1 日に施行されることから、水銀についても焼却施設における排出基準に適合した運転に努める。

ウ 災害廃棄物の処理体制の構築

災害時に一時的に大量の廃棄物が発生するなど、緊急事態が発生した場合には、広域支援体制による迅速な対応が求められる。

このため、県や近隣自治体、民間事業者及び関係機関と連携し、災害時の協力体制、役割分担、災害廃棄物に対応できる施設などを検討し、対応策の充実を図る。なお、近隣自治体との災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づき、県内他市町村との相互支援に備える。

さらに、本市の地域防災計画及び「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、災害時のごみ処理に関する指揮系統、市民への広報系統等を整備するなど、非常災害に伴う大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的に災害廃棄物処理計画を策定し、万一の緊急時に備える。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 書 類

添付資料1 対象地域図

対象となる地域は船橋市全域であり、以下図の網掛け部分である。

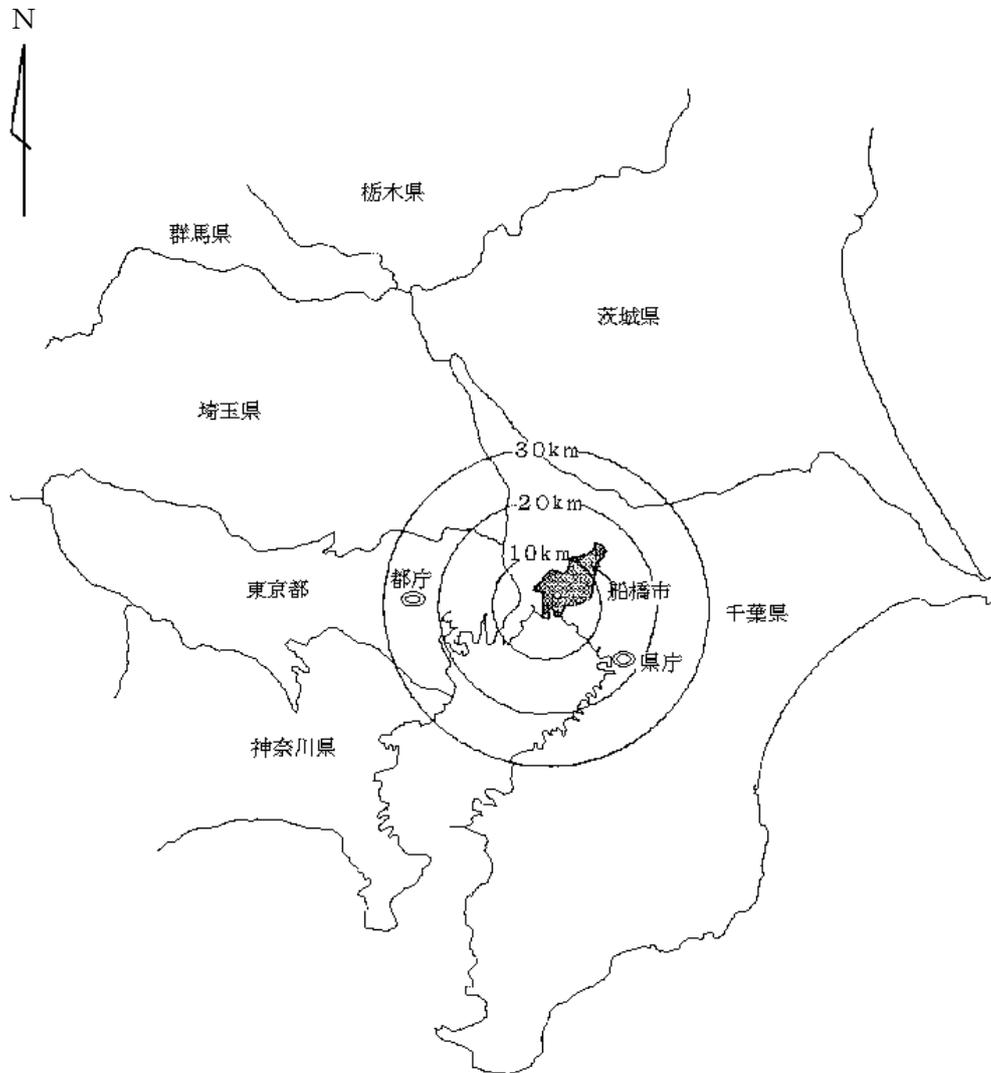


図 S-1 対象地域図

添付資料2 現有施設と予定施設

本市の現有施設と予定施設の配置は、以下図のとおりである。

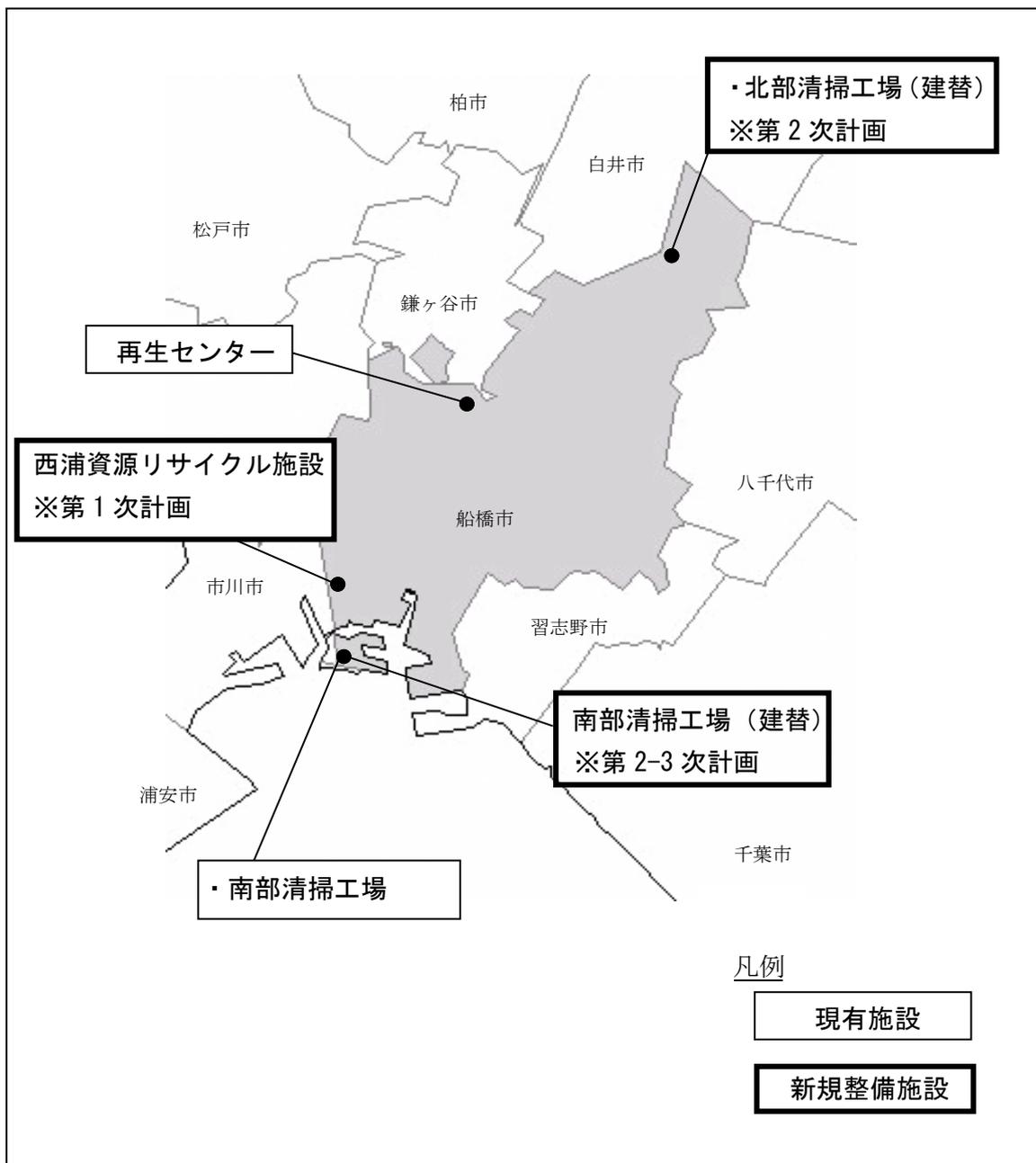


図 S-2 現有施設と予定施設

添付資料3 目標の設定に関するグラフ等

目標の設定に関するグラフを以下の表と図に示す。

表 S-1 ごみ量の目標の設定に関する表

	年度	生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収 (有価物)	人口
実績	H23	144,573t	49,455t	20,500t	610,434人
	H24	141,142t	51,229t	19,658t	611,799人
	H25	139,420t	51,135t	19,789t	614,657人
	H26	138,108t	50,761t	19,034t	619,214人
	H27	138,398t	52,170t	18,355t	622,890人
推計	H28	137,950t	52,397t	18,579t	626,868人
	H29	135,947t	51,332t	18,719t	629,037人
	H30	132,891t	49,368t	20,814t	630,878人
	H31	129,879t	47,253t	23,016t	632,430人
	H32	126,549t	45,937t	24,737t	633,712人
	H33	123,508t	44,447t	26,343t	634,731人
	H34	120,178t	42,928t	28,267t	635,497人
	H35	117,116t	42,070t	29,680t	636,026人

※人口は平成23年度から平成27年度までは常住人口(10月1日現在)、
平成33年度以降は船橋市人口ビジョン将来人口推計結果(4月1日現在)の人口

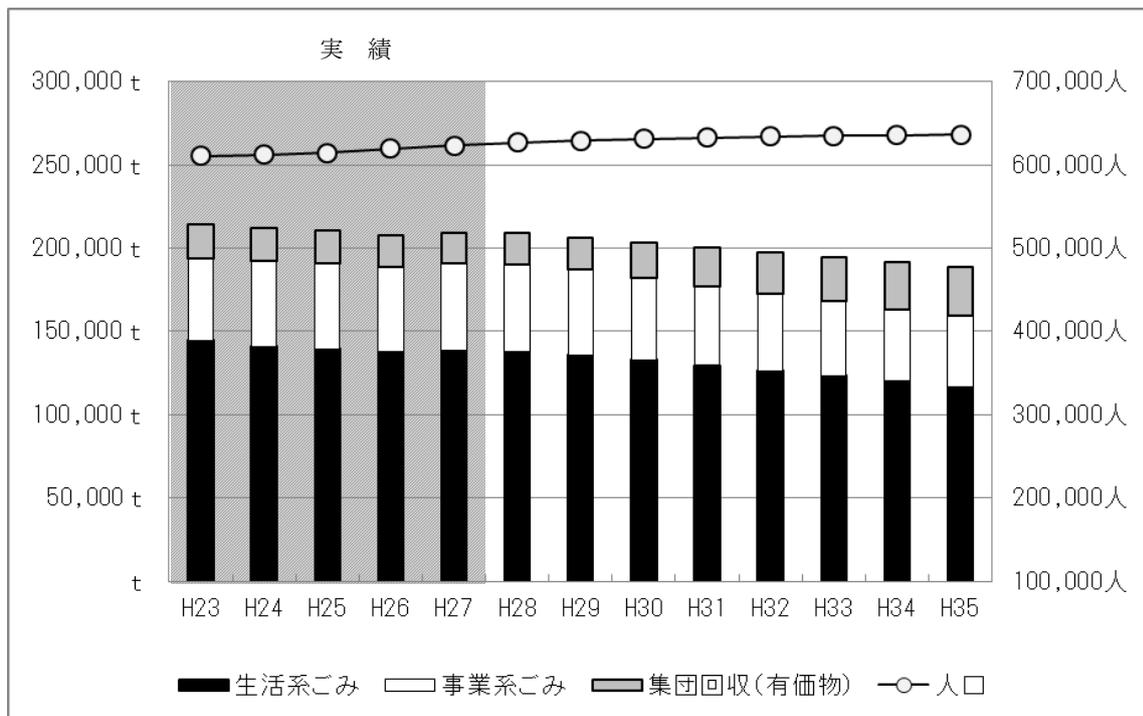


図 S-3 ごみ量の目標の設定に関するグラフ

表 S-2 リサイクル及び最終処分量の目標の設定に関する表

	年度	総資源化量	最終処分量	リサイクル率
実績	H23	48,956t	5,244t	22.8%
	H24	50,007t	5,998t	23.6%
	H25	46,471t	9,795t	22.1%
	H26	40,556t	14,214t	19.5%
	H27	40,963t	14,264t	19.6%
推計	H28	40,526t	14,312t	19.4%
	H29	41,107t	14,010t	20.0%
	H30	43,506t	13,572t	21.4%
	H31	45,777t	13,141t	22.9%
	H32	47,995t	12,717t	24.3%
	H33	52,374t	10,000t	27.0%
	H34	54,664t	9,400t	28.6%
	H35	56,672t	8,800t	30.0%

※リサイクル率は集団回収量を含んだ総排出量に対する割合

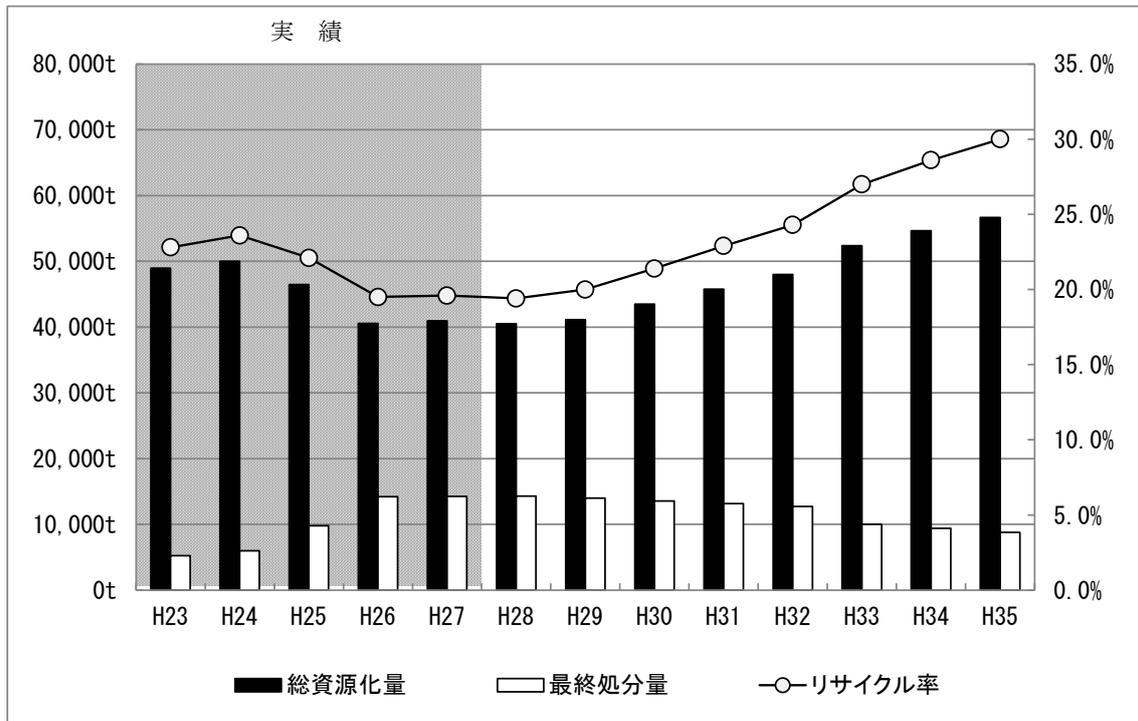


図 S-4 リサイクル及び最終処分量の目標の設定に関するグラフ

添付資料4 分別区分説明資料

本市における平成29年3月現在の分別区分を以下に示す。

表 S-3 本市における分別区分

		収集方法	排出方法	収集形態	収集回数
可燃ごみ	昼間収集区域	ステーション	指定袋	直営	週3回
	夜間収集区域				
不燃ごみ			指定袋		月1回
粗大ごみ		戸別収集	有料シール添付	委託	電話申込 (有料制)
資源ごみ	ビン	ステーション	PP袋		週1回
	缶・金属類				
	ペットボトル		収集用あみ袋		
有価物	新聞	ステーション	種類ごとに ひもで縛る	集団回収	週1回
	雑誌類				
	ダンボール				
	紙パック				
	古着		ポリ袋に入れ、「古着」 などと表示する。		
小型家電		拠点回収	回収ボックス	委託	—

添付資料5 現有処理施設の概要

本市では、中間処理施設として、北部清掃工場、南部清掃工場、西浦資源リサイクル施設の3施設、再使用品や再生品の販売施設として再生センターの1施設を有している。

以下に、各施設概要を示す。

表 S-4 船橋市北部清掃工場

施設名	船橋市北部清掃工場（粗大ごみ処理施設含む）
所在地	千葉県船橋市大神保町1360番地1
竣工年月	平成29年3月
敷地面積	59,800 m ²
方式	焼却施設：全連続燃焼式焼却炉 粗大ごみ処理施設：選別・破砕
型式	焼却施設：ストーカ式 粗大ごみ処理施設：可燃性粗大ごみ（二軸破砕機） 不燃性粗大ごみ（回転式破砕機）
処理能力	焼却施設：381 t / 日（127 t / 日×3基） 粗大ごみ処理施設：15t / 日
処理対象物	焼却施設：可燃物 粗大ごみ処理施設：粗大ごみ
主な設備等	焼却施設：受入供給設備、焼却設備、燃焼ガス冷却装置、排ガス・排水処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備、給水設備、雑設備、電気設備、計装設備 粗大ごみ処理施設：破砕設備、輸送・選別設備、貯留・搬出設備
余熱利用	発電、場内給湯・暖房、余熱利用施設等
総工事費	14,916,930 千円

表 S-5 船橋市南部清掃工場

施設名	船橋市南部清掃工場
所在地	千葉県船橋市潮見町38番地
竣工年月	平成元年8月
敷地面積	32,997 m ²
方式	全連続燃焼式焼却炉
形式	NKKフェルント式
処理能力	375 t / 日（125 t / 日×3基）
処理対象物	可燃物
主な設備等	受入供給設備、焼却設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス・排水処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備、給水設備、雑設備、電気設備、計装設備
余熱利用	発電、風呂・給湯・暖房等
総工事費	9,389,492 千円

表 S-6 船橋市西浦資源リサイクル施設

施設名	西浦資源リサイクル施設
所在地	船橋市西浦1丁目4-2
竣工年月	平成25年3月
敷地面積	8,430㎡
方式	手選別・破碎（2軸破碎機、高速回転破碎機）・磁選・アルミ選別
処理能力	不燃ごみ29 t /日 粗大ごみ34 t /日
処理対象物	不燃ごみ 粗大ごみ
主な設備等	選別設備、破碎設備

表 S-7 船橋市再生センター

施設名	船橋市再生センター
所在地	千葉県船橋市金杉町915-1
竣工年月	平成元年10月
方式	展示・販売

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成29年度)

地域の概要

(1)地域名	船橋市	(2)地域内人口	622,890 人	(3)地域面積	85.62 km ²
(4)構成市	船橋市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(割合※1)						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成35年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	50,182	49,455	51,229	51,135	50,761	52,170	42,070 (H27比 -19.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.0	3.1	3.3	3.2	3.1	3.2	2.2 (H27比 -31.3%)
	生活系 総排出量(トン)	143,790	144,573	141,142	139,420	138,108	138,398	117,116 (H27比 -15.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人)※2	222	224	217	212	208	208	172 (H27比 -17.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	193,972	194,028	192,371	190,555	188,869	190,568	159,186 (H27比 -16.5%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	11,006 (5.7%)	10,614 (5.5%)	10,973 (5.7%)	11,606 (6.1%)	11,423 (6.0%)	12,054 (6.3%)	16,105 (10.1%)
	総資源化量(トン)※3	44,590 (20.8%)	48,956 (22.8%)	50,007 (23.6%)	46,471 (22.1%)	40,556 (19.5%)	40,963 (19.6%)	56,672 (30.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	23,928	24,092	24,820	24,823	24,472	24,262	70,100
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	158,823 (81.9%)	160,328 (82.6%)	156,024 (81.1%)	154,078 (80.9%)	153,133 (81.1%)	153,696 (80.7%)	123,394 (77.5%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	11,455 (5.9%)	5,244 (2.7%)	5,998 (3.1%)	9,795 (5.1%)	14,214 (7.5%)	14,264 (7.5%)	8,800 (5.5%)

※1 総資源化量は事業系生活系排出量合計と集団回収量の和に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 平成22~27年度は常住人口(10月1日現在)、平成35年度は船橋市人口ビジョン将来人口推計結果(4月1日現在)の人口を用いて算出

※3 総資源化量は集団回収量(有価物量)を含む

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
北部清掃工場 (粗大ごみ処理施設含む)	船橋市	焼却: ストーカ方式焼却炉 粗大: 破碎、選別	有	焼却: 381t/日 粗大: 15t/日	H29.4	-	-	-	-	-	第2次
南部清掃工場	船橋市	ストーカ方式焼却炉	有	375t/日	H1.8	H32.3	老朽化	ストーカ方式焼却炉	H32.3	339t/日	第2-3次
西浦資源リサイクル施設	船橋市	破碎、選別	有	63t/日	H25.4	-	-	-	-	-	第1次

4 生活排水処理の現状と目標

(単位:人)

指 標・単 位	年 度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目 標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成35年度
総 人 口		613,094	614,383	615,876	620,389	624,396	627,816	636,251
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	395,038	411,650	424,024	430,101	434,624	437,632	554,046
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	64.4%	67.0%	68.8%	69.3%	69.6%	69.7%	87.1%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽	汚水衛生処理人口	120,606	108,914	101,041	92,082	83,875	94,112	55,588
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	19.7%	17.7%	16.4%	14.8%	13.4%	15.0%	8.7%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	97,450	93,819	90,811	98,206	105,897	96,072	26,617

※各人口は3月末現在の人口

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数(基)	処理人口(人)	開始年月	基 数(基)	処理人口(人)	目標年次	
浄化槽設置整備事業	船橋市	3,177	19,025	S61	40	208	H35	「現有施設の内容」欄は、平成27年度までの実績

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成29年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度			
○ エネルギー回収等に関する事業							23,249,070	11,551,041	11,698,029	0	0	0	18,187,061	9,673,623	8,513,438	0	0	0	
南部清掃工場建替建設事業	1	船橋市	339	t/日	H30 (H28)	H31	23,249,070	11,551,041	11,698,029	0	0	0	18,187,061	9,673,623	8,513,438	0	0	0	
高効率ごみ発電施設(1/2)													9,300,312	5,199,714	4,100,598	0	0	0	
高効率ごみ発電施設(1/3)							23,249,070	11,551,041	11,698,029	0	0	0	8,886,749	4,473,909	4,412,840	0	0	0	
○ 浄化槽に関する事業							14,292	0	3,573	3,573	3,573	3,573	14,292	0	3,573	3,573	3,573	3,573	
浄化槽設置整備	2	船橋市	40	基	H31	H34	14,292	0	3,573	3,573	3,573	3,573	14,292	0	3,573	3,573	3,573	3,573	
合計							23,263,362	11,551,041	11,701,602	3,573	3,573	3,573	18,201,353	9,673,623	8,517,011	3,573	3,573	3,573	

※事業期間、交付期間の括弧内は全体の事業期間を示す

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(1/2)

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	
広報・啓発計画 に関するもの	11	ごみ減量・資源化の情報提供の充実	ごみに関する情報を積極的に発信し、市民、事業者による主体的なごみの減量及び資源化を促進する。	船橋市	H30	H34		拡充	継続				
	12	スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発	スマートフォン用のごみ分別アプリケーションを導入し、市民のごみ分別に対する意識を高め、ごみの減量及び資源化を促進する。	船橋市	H30	H34		実施	継続				
	13	環境教育の推進	小学生等に興味を持ってもらえる様々な方法を用い、子ども向けの普及啓発を行う。	船橋市	H30	H34		拡充	継続				
リデュース・リユース計画 に関するもの	21	ごみ減量のための食品ロス対策	家庭、事業者それぞれの食品ロスの削減対策を実施する。	船橋市	H30	H34		実施	継続				
	22	フリーマーケットやリユースショップの情報提供	フリーマーケットやリユースショップの積極的活用など市民、事業者における自発的なリユースを促進する。	船橋市	H30	H34		実施	継続				
	23	減量、資源化取組事業者認定制度の設立	市内の事業者を対象とした認定制度を設立し、事業者によるごみの減量、資源化を促進する。	船橋市	H30	H34		実施					
資源化計画 に関するもの	31	小型家電回収の促進	小型家電の回収量を拡大する。	船橋市	H30	H34		拡充	継続				
	32	店頭回収の促進	資源物の店頭回収を推進し、資源化を促進する。	船橋市	H30	H34		拡充	継続				
	33	事業系古紙の分別の促進	オフィスなどから多く発生する事業系古紙の資源化を促進する。	船橋市	H30	H34		拡充	継続				
	34	家庭系剪定枝の資源化の推進	焼却灰の資源化に依存しないリサイクル率の向上のため、家庭系樹木の資源化を促進する。	船橋市	H30	H34		実施					
	35	有価物回収の促進	自治会等の団体による有価物の適切な分別と回収を推進し、さらにごみの減量、資源化を図る。	船橋市	H30	H34		拡充	継続				
収集運搬計画 に関するもの	41	家庭系可燃ごみの収集回数の見直し	ごみ減量に対する市民意見交換会等を通じて理解を得たことから、家庭系可燃ごみの収集回数を見直しを実施する。	船橋市	H30	H34		実施					
	42	高齢者・障害者へのふれあい収集事業の実施	ごみ収集ステーションへのごみ出しが困難な人に対する支援のため「ふれあい収集」を実施する。	船橋市	H30	H34		実施					
	43	家庭系可燃ごみ収集運搬委託の見直し	災害時を含めたごみ処理対応をふまえ、家庭系可燃ごみ収集の民間委託の推進を検討する。	船橋市	H30	H34		検討					
	44	家庭系ごみ有料化の検討	他施策の効果を踏まえつつ、家庭系ごみの有料化の実施について、引続き検討する。	船橋市	H30	H34		検討					
	45	事業系ごみ収集運搬業者の育成	事業系ごみの適正処理や資源化を推進するため、事業系ごみ収集運搬業者の育成を図る。	船橋市	H30	H34		実施					
処理・処分計画 に関するもの	51	新施設の適正な運営と維持管理の継続	北部清掃工場、南部清掃工場、西浦資源リサイクル施設の適正な運営と維持管理を継続して行う。	船橋市	H30	H34		実施	継続				
	52	焼却灰の安定した最終処分、資源化先の確保	北部清掃工場、南部清掃工場から発生する、焼却残渣の安定した最終処分、資源化先を継続的に確保する。	船橋市	H30	H34		実施	継続				
	53	焼却残渣等の資源化拡大	北部清掃工場、南部清掃工場から発生する焼却残渣の安定した資源化を拡大する。	船橋市	H30	H34		実施	継続				

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(2/2)

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度		
生活排水対策 に関するもの	61	公共下水道の整備状況	公共下水道の事業計画区域内の整備を計画どおりに促進させるとともに、公共下水道の整備済み区域内での未接続家庭を減らすように努める。	船橋市	H30	H34								
								継続						
	62	高度処理型合併処理浄化槽への転換の推進	くみ取り・単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進する。	船橋市	H30	H34								
								継続						
	63	水質浄化に対する意識の高揚	市民・事業者に対し広報・啓発を行い、水質浄化に対する意識の高揚に努める。	船橋市	H30	H34								
								継続						
	64	浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の実施に対する指導	広報・ホームページ掲載及びイベント等で浄化槽パンフレットの配布を行う等、浄化槽管理者に対し適正な維持管理の重要性について、周知徹底を図る。	船橋市	H30	H34								
							継続							
65	効率的な収集体制の見直し	効率的に収集ができるように、収集車両及び人員配置等の収集体制について随時、検討していく。	船橋市	H30	H34									
							継続							
66	脱水汚泥の資源化	し尿・浄化槽汚泥の処理に伴って発生する脱水汚泥を堆肥化し、資源化を進めていく。	船橋市	H30	H34									
							継続							
67	西浦処理場の整備計画	西浦下水処理場と西浦処理場をバイオマスエネルギー利活用施設及びその前処理施設として活用する計画を進めていく。	船橋市	H30	H34									
							検討・実施							
処理体制の 構築に 関するもの	71	家庭系ごみ	分別区分の見直しや小型家電等の資源化物の対象品目の拡大等により、ごみの減量及び資源化を促進する体制を確保する。	船橋市	H30	H34								
							実施・検討							
	72	事業系ごみ	受入確認体制を強化し、分別指導の徹底やごみ処理手数料の見直し等により、適正処理及び資源化が可能な体制を確保する。	船橋市	H30	H34								
							実施・検討							
73	生活排水	公共下水道や合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、既存施設の今後の活用方法をより具体的に検討することにより、適正処理及び資源化を促進する体制を確保する。	船橋市	H30	H34									
							実施・検討							
処理施設の 整備に 関するもの	1	南部清掃工場建替建設事業	既存南部清掃工場の施設の老朽化に伴い、新しく清掃工場を建設する。	船橋市	H30 (H28)	H31	○							
							建設							
2	合併処理浄化槽整備	生活衛生の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の設置を進めていく。	船橋市	H31	H34	○								
							合併処理浄化槽整備							
その他	81	最終処分量の削減	ごみ排出量の減量化及び焼却残渣等の資源化・有効利用を推進し、最終処分量を削減していく。	船橋市	H30	H34								
							継続							
	82	有害物質の発生抑制	燃焼管理の徹底や施設改善により、有害物質の発生抑制を図る。	船橋市	H30	H34								
							継続							
83	災害廃棄物の処理体制の構築	関係各機関や近隣自治体との協力体制を構築すると共に、災害時のごみ処理に関する指揮系統、市民への広報系統等を整備し、緊急時に備える。	船橋市	H30	H34									
							継続							

※ 事業期間、交付期間の括弧内は全体の事業期間を示す

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	船橋市
(2) 施設名称	南部清掃工場
(3) 工期	平成 30 年度～平成 31 年度（平成 28 年度～平成 31 年度）
(4) 施設規模	処理能力 339t/日（113t/日×3 炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 18.5%以上）・無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 ）・ <input checked="" type="radio"/>
(7) 地域計画内の役割	焼却に伴う余熱利用を行い、広く環境負荷の低減を目指した施設として、循環型社会の形成に貢献する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

※（3）工期の括弧内は全体の事業期間を示す

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	計画年度事業費 : 23, 249, 070（千円） 総事業費 : 25, 629, 273（千円）
------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	船橋市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とし、単独処理浄化槽や、汲取り便槽から以下の浄化槽へ転換設置する場合に設置費用に対し補助金を交付する。 10人槽以下のもので、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l以下であることに加え、放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は、総磷濃度1mg/l以下の機能を有する国庫補助指針に適合した高度処理浄化槽。
(4) 事業期間	平成31年度～平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)による。 第3(1)事業の対象となる地域のうち、ア(イ)及びイ(ア)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 14,292千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (208人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	36基 (180人分)	0基	12,744千円	12,744千円	12,744千円
6～10人槽	4基 (28人分)	0基	1,548千円	1,548千円	1,548千円
合計	40基 (208人分)	0基	14,292千円	14,292千円	14,292千円